

普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

【普通交付金(2月診療分)の取扱い・一定額について】

- 【3月初旬】 国保連は「概算支払資金額」を市町村に請求
- 【3月中旬】 以降国保連は「レセプト受付額※－概算支払資金額」(「一定額」を加えた額)を市町村に請求
(又は還付)
※ レセプト受付額＝審査確定前の電子媒体請求額＋紙請求額
- 【4月初旬】 審査確定に伴い国保連は「審査確定額－レセプト受付額」を市町村に還付(又は請求)

【過年度普通交付金の精算について】

単位:百万円

年度	普通交付金 確定額(ア)	3月現物 還付額 (イ)	3月現金確 定差額分 (ウ)	保険給付 取消分 (エ)	その他交付 対象外分 (オ)	精算額 (アイ+ウ-エ-オ)	返還額	追加交付額
R3	466,029	1,996	82	136	▲4	463,981	2,047	0
R2	444,726	—	—	325	▲17	444,419	309	1
R1	465,456	—	—	113	0	465,343	113	0
H30	475,060	—	—	66	1	474,993	67	1

※各項目で四捨五入(ただし、0は1としている)

今後の返還スケジュール(予定)

令和5年3月下旬	交付額(再)確定通知書及び納入通知書送付
令和5年4月中旬	県への返還金の納期限